

公証人法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

昨今、法人の実質的支配者を把握することにより法人の透明性を高めることが国内外においてより一層求められていることを踏まえ、公証人が、株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の定款を認証する際に、これらの法人の実質的支配者となるべき者について申告を受ける等の措置を講ずるため、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

公証人法施行規則に新たに第13条の4を新設し、次の旨を規定する。

- ① 公証人は、会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第13条及び第155条の規定による定款の認証を行う場合には、嘱託人に対し、次に掲げる事項について申告させるものとする。
- ア 法人の成立の時にその実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項第4号に規定する者をいう。）となるべき者の氏名、住居及び生年月日
- イ アの実質的支配者となるべき者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（②において「暴力団員」という。）又は国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）第3条第1項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者（②において「国際テロリスト」という。）に該当するか否か
- ② 公証人は、①の定款の認証を行う場合において、①アの実質的支配者となるべき者が、暴力団員又は国際テロリストに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならない。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成30年9月上旬

施行 平成30年11月30日